

下川町議会基本条例(案)の特記解説

議会基本条例の位置づけ

下川町議会基本条例は、議会の役割と責務を明らかにした「町民に対する約束」として、下川町議会の最高規範として、議会運営の原則や町民と議会、議会と町長との関係等を明文化したものです。本条例は町民と育てる条例として必要に応じて改正します。

◆条例制定までの経過

議会では、「全員協議会」、「本会議録画のインターネット配信」、「議会モニターを設置」、など議会活性化に取り組んできました。令和2年度に議会活性化等調査特別委員会を設置して条例(案)を策定し、令和3年3月定例会の議案提出を予定しています。

◆特記解説

・第5条(委員会の活動原則)第3項

会議及び資料を公開します。

・第7条(議員の政治倫理)

倫理性を常に自覚するため、別に条例で定めます。

・第8条(通年議会)

1年間を一会期とし議長が議会を開会します。「定例会」は「定例会議」、「臨時会」は「臨時会議」に変更され、議員は会期や日程に関わらず常任委員会の開催などの議員活動を行うことができます。

・第9条(議長、副議長の所信表明)

初議会で議長と副議長の選挙を行うとき、議長並びに副議長の候補者の所信を公開します。

・第14条(通報者の保護)

議会は、議会に通報した町民を保護して事実関係を調査するものです。

・第16条(議会環境の整備)

議員として町政に参画しやすい議会の環境を整えるものです。

・第18条(議員白書と公表)

1年ごとに議会と議員の活動を「議会白書」にまとめ、評価し、公表します。

・第19条第4項(町長の反問権)

一般質問において、町長は議員に対し質問趣旨などを確認することができます。

・第20条(文書質問)

議員は町長に文書により質問できます。質問及び回答の内容は公表します。

・第22条(事業別説明資料の提出)

議会は、決算と予算の連動性を高めて審査するため、関係資料を求めることができます。

・第25条(議決事件)

法定の議決事件のほかに条例で定めることができる議決事件として、従前の総合計画や定住自立圏協定の改廃などに加えて、包括連携協定や森林整備計画などを追加しました。

・第26条(議員定数と議員報酬)

定数と報酬は議員が提案します。その場合は町民参加などを十分に活用します。